

岩手県雇用対策協定

(目的)

第1条 この協定は、岩手県と厚生労働省岩手労働局（以下「岩手労働局」という。）が相互に密に連携して、雇用対策を効果的かつ一体的に取り組むことを通じて、東日本大震災津波からの本格復興の推進と県民の暮らしの向上を図ることを目的として、締結する。

(事業内容等)

第2条 岩手県及び岩手労働局は、前条の目的を達成するため、双方協議し、具体的な取組及び数値目標を事業計画として毎年定めるものとする。

(要請等)

第3条 岩手県及び岩手労働局は、それぞれが取り組む雇用対策に関係する施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 岩手県及び岩手労働局は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

(秘密保持)

第4条 この協定に基づく取組において、岩手県及び岩手労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持するものとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、岩手県及び岩手労働局が協議をして定めるものとする。

附 則

この協定は、平成26年4月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、岩手県知事及び岩手労働局長が署名の上、各自1通を保有する。

平成26年3月31日

岩手県知事

達増拓也

厚生労働省岩手労働局長

弓 信幸